

# 業務指示書

## ガーナ国テーマ交差点改良計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年2月4日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 安井 伸治 Yasui.Shinji@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年2月9日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路計画に係るO/D, B/D, D/D, S/V

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／道路計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路計画に係るO/D, B/D, D/D, S/V
- 2) 対象国又は同類似地域：ガーナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁・構造物設計】

- 1) 類似業務の経験：橋梁設計に係るO/D, B/D, D/D, S/V
- 2) 対象国又は同類似地域：ガーナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年2月13日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
自然条件調査、サイト状況調査、交通調査
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(GHS1 = 38.004 円, US\$1 = 120.48 円, EUR1 = 146.91 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
  - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路計画  
橋梁・構造物設計

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.66 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年3月4日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表

ガーナ国テーマ交差点改良計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／道路計画	(40.00)	( )
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁・構造物設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

ガーナでは、全輸送量の約 95%を道路交通が占めているが、舗装率は幹線道路でも 50%以下に留まっており、また、幹線道路の 38%は損傷等により走行性が低下する「劣悪」な状態にあるとされる。

ガーナ政府は 2008 年に策定した「国家運輸政策 (National Transport Policy)」に基き、西アフリカ地域の交通ハブとしての機能を強化すべく国際幹線道路の拡充・交通円滑化を進めている。中でも、大アクラ州 (Greater Accra Region、人口 401 万人、2010 年) は、西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of West African States : ECOWAS) の「ラゴス - アビジャン回廊」、内陸国のブルキナファソ国境へとつながる「東部回廊」の 2 つの国際回廊の結節点であり、アクラにおける道路網整備の整備は都市交通問題の解決のみならず、国際物流を円滑化させる上でも重要となっている。

本計画対象のテマ交差点は、アクラ及びテマ港からの交通が交わるラウンド・アバウト式の 5 差路交差点であるが、朝・夕は慢性的な渋滞が発生しており、走行速度は時速 10 km 以下となる等、円滑な人の移動や物流の阻害要因となっている。また、テマ港の貨物取扱高は 2000 年から 2012 年の間に年平均 10%程度で増加しており、ガーナ政府もその拡張を検討している中、今後、テマ港からの貨物交通量も増加することが見込まれている。このように、一般交通と貨物交通ともに本計画対象地域におけるさらなる交通量の増加が見込まれるため、同交差点改良の緊急性は高く、国内及び西アフリカ地域全体の物流円滑化に大きく貢献すると期待される。

2013 年 7 月、ガーナ政府はテマ交差点改良に係る無償資金協力を我が国に要請した。本業務は、要請案件の必要性・妥当性を詳細に検討し、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

### 2. 事業の概要

#### (1) 上位目標

大アクラ州における交通利便性の向上と物流改善

#### (2) 事業目標

アクラ中心部とテマ港を含む郊外を往来する交通の円滑化

#### (3) 成果

テマ交差点の立体交差化

#### (4) 我が国への要請内容／事業概要

ア 土木工事、機器調達：

跨道橋建設、交差点改良等

イ コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：

詳細設計、施工監理

(5) サイト

大アクラ州テマ市

(6) 受益者

ア 直接受益者：テマ交差点の利用者および周辺地域住民

イ 間接受益者：大アクラ州住民 401 万人、東部回廊等の国際回廊の利用者

(7) 監督官庁・実施機関

監督官庁：道路省 (Ministry of Roads and Highways)

実施機関：ガーナ道路公団 (Ghana Highway Authority、以下「GHA」という)

(8) 本事業に関連する我が国及び他ドナー等の援助活動

【我が国の主な援助内容】

- ・ 有償資金協力「産業道路修復事業 (1987 年)」
- ・ 有償資金協力「クマシーパガ間道路修復事業 (1990 年)」
- ・ 無償資金協力「幹線道路改修計画 (2002 年)」
- ・ 無償資金協力「国道 8 号線改修計画 (2009 年)」

【他ドナー等の援助活動】

- ・ AfDB : Tema - Aflao Road Rehabilitation Project (159km、2002 年)
- ・ 世界銀行 : PPP Advisory Project (2012 年) を通じた Accra-Tema Motorway の PPP によるリハビリ事業に係るアドバイザー派遣
- ・ 中国 : オファンコーヌサワム道路改修 (17.4 km、2004 年～2006 年)
- ・ 米貿易・開発機構 (U.S. Trade and Development Agency : USTDA) : テマ港及びタコラディ港のマスタープラン改定を支援。
- ・ ブラジル : アクラ市内の交差点改良を支援

### 3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うと共に、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事項の内容、実施計画、運営維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

#### 4. 実施方針および留意事項

##### (1) 現地調査の実施方法

先方の要請は、5 差路交差点の完全立体化を念頭に複数層の跨道橋（フライオーバー）を2 フェーズに分けて建設するものであり、仮に第1 フェーズのみを無償資金協力対象とした場合でも、無償資金協力に対応可能な事業規模とするために必要な先方との調整に長期間を要する蓋然性が高い。本業務では本事業に係る概略設計・積算まで実施するが、まずは、自然条件・サイト状況調査、交通調査、交通流解析、将来交通量予測等を行った上で、跨道橋配置案を提案しインテリムレポートとしてまとめ、先方実施機関等との説明・協議を行う。概略設計、積算および環境社会配慮等を含む段階へは、事業スコープについて JICA と先方の同意を得た上で進むこととする。なお、代替案検討に際しては先方実施機関との協議に加え、環境社会配慮上必要なステークホルダー会議を開催する。

##### (2) 代替案の比較検討

跨道橋配置案及び交差点改良案の検討に当たっては、無償資金協力に対応可能な規模を想定して複数の代替案を作成し、交通容量、事業費、維持管理、交通安全、環境社会配慮等の観点から評価する。併せて先方政府の自助努力による将来の拡張性についても検討する。

##### (3) 事業効果に影響を与えうる関連事業の確認

事業効果に影響を与えうる関連事業として、Accra-Tema Motorway のリハビリおよび拡幅計画、テマ港の今後の開発計画等が想定され、本事業の効果に影響を与えると見られることから、事業計画の策定に当たってはこれらの関連事業の確認を行うこと。

概略設計を行うに当たっては、上記関連事業に加え、交通条件、自然条件及び土地利用条件の類似した事業に関する設計資料を収集するとともに、実施機関の類似事業担当者や関係するコンサルタントに設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、これらの情報を計画に反映させる。本業務で入手した設計資料は、本事業の設計・計画内容（設計条件とアウトプット）と横並びで比較し、報告書に反映させるものとする。

##### (4) 概略設計及び施工計画の策定

橋梁形式・規格・仕様及び交差点付近の車線構成等の決定に際しては、施工性、耐久性、維持管理の容易性、工期、工事中の交通阻害、供用後の交通計画、コスト等を考慮して複数案を比較し、最適な概略設計及び施工計画を策定する。特に仮設機材等の調達先については、現地や第三国等を含め入念に調査を実施すること。

##### (5) 工事中の道路運用

本事業は幹線道路交差点の立体化であり、可能な限り既存交通を阻害しない計画を検討する。施工に伴う車線数の減少が伴う場合は、代替路への影響と誘

導対策も計画に反映させること。

さらに、交通規制の確実な実施が円滑な施工及び施工業者へのリスク軽減の点から重要であり、本業務では同国の類似工事における交通規制の実績等を確認して、適切になされないリスクが予想される場合、必要な対応策を検討する。

#### (6) 道路舗装設計

本事業は橋梁等の構造物が主たるコンポーネントであるものの、アプローチ道路等の道路舗装設計に際しては、供用後の予期し得ない損傷を未然に防ぐべく、配布資料である「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書」における提言等を参照し、以下の点に特に留意した設計を行うこと。

- ・相手国政府の舗装設計基準の特徴と適用の留意点
- ・隣接区間及び周辺道路の舗装設計と供用（損傷）状況
- ・大型車交通量と軸重分布
- ・過積載車両の取締り及び（過積載車両軸重の）舗装設計への影響
- ・路床支持力と地下水の影響
- ・我が国の設計法（TA法）及びAASHTO（米国全州道路交通運輸行政官協会）等の舗装設計法による確認

- ・問題土（膨張土、分散性土壌や軟弱土）の有無及び分布状況
  - ・路面温度と低速重車両、重交通※の影響
  - ・耐流動性を考慮した路面性能と評価方法
  - ・路盤排水の必要性、路面排水・地下排水の流域と流末の確認
  - ・材料事情（骨材、アスファルト、表・基層材、路盤材、現地発生土等の品質）
- ※重交通：都市内の交差点の近傍のように大型車が連なって走行している交通状態

#### (7) GHAによる設計等照査への対応

GHAは概略設計案に関し、設計照査及び交通安全照査を実施するため、準備調査報告書（案）の説明・協議前に現地協議を行い、照査コメントに対応する。

#### (8) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、「JICA環境ガイドライン」）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、JICA環境ガイドラインに基づくカテゴリーをBとしている。本業務において同ガイドラインに従った環境社会配慮手続きを支援する。

(9) ジェンダーおよび社会的弱者への配慮

対象サイトでの調査・設計を進めるにあたり、女性や子供、障害者、社会的弱者等への配慮を行うこととする。

(10) 安全配慮

本業務実施に当たっては、施工中及び供用後運用時の双方の段階での安全対策に万全を期すよう配慮するとともに、設計内容についても、自動車・歩行者通行等の交通安全確保について十分配慮する。具体的な配慮項目については「ODA 建設工事安全管理ガイダンス（2014年9月）」を参照すること。

(11) 協力準備調査設計・積算マニュアル

本業務において設計・積算を行うに当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」（補完編・別冊を含む）（以下「設計・積算マニュアル」）に基づく。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

(12) 無償資金協力をに係る報告書等作成のためのガイドライン

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力をに係る報告書等作成のためのガイドライン」（2012年11月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」）を参照することとする。

5. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

- ア 要請書及び関連資料の解析・検討を行い、事業の全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画ならびに協力計画案を検討する。
- イ 上記を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度、双方の役割分担、留意事項など）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

(3) 事業の背景、目的、内容の確認

- ア ガーナ国の開発計画、道路セクターの開発計画等の上位計画における本計画の位置づけ及び整合性について確認する。また、当該事業に係る先行調査報告書を入手の上、レビューする。
- イ 道路セクターにおける他ドナーによる援助実績・動向および自己資金による事業等の最新状況を確認するとともに、本計画との関連性や重複の有無を確

認する。

(4) 事業の実施体制の確認

事業の実施機関であるGHA及び監督機関である道路省の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関としての能力を確認する。また、既往案件に係る実施機関の事業実施実績を確認する。

(5) 自然条件・サイト状況調査

ア テマ交差点の渋滞状況及び周辺道路の整備状況（含む歩行者利用状況）および周辺地域の社会経済状況（裨益人口、主な産業、物流状況等）につき確認する。また、社会状況の把握として、周辺道路沿線の貧困データ、ジェンダ一関連データ等の既存資料を収集・整理する。

イ 本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、跨道橋建設予定サイトにおいて、以下に示す調査ないし情報収集を行う（現地再委託可、別紙1 自然条件・サイト状況調査仕様書案参照）。なお、事業スコープ確定後に、補備調査を実施することも可とする。

(ア) 地形測量

(イ) 地質調査

(ウ) 埋設物調査

(エ) 気象調査

ウ その他の自然条件（地震等）に関する情報収集・分析を行い、施設計画、施工計画に反映させる。

(6) 交通調査、交通流特性の把握、将来交通量予測

対象地域の交通状況を把握するとともに、跨道橋の配置代替案検討、車線数検討、設計、運用効果指標設定等に必要な交通調査（現地再委託可、別紙2 交通調査仕様書案参照）を行い、交通流特性の把握、完工後の将来交通量予測、設計交通量の設定等を実施する。

また、将来交通量予測に当たっては、調査結果及び対象地域の開発計画、道路整備計画、インフラ整備計画等を踏まえる。交通量予測に使用するパラメータについては、広域的な道路ネットワーク等を十分検討し、特に舗装設計に当たっては、大型車交通量（累積軸重）の上振れの可能性を適切に見込んだ設計交通量を設定すべく、随時 JICA と協議することとする。具体的な調査項目（調査内容、調査手法、数量等）は、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。

(7) 跨道橋配置及び交差点改良に係る代替案の作成・評価、設計方針案検討

上記検討結果を踏まえ、跨道橋配置、車線数および交差点改良案等の事業スコープ決定に必要な項目に関し複数の代替案を作成した上で、無償資金協力に対応可能な規模を想定して優先案を選定する。また、概算事業費、渋滞緩和への寄与、用地取得、環境社会配慮等の影響の観点から、代替案を評価する。



併せて、自然環境条件、交通安全、現地建設事情、施工後の維持管理、幹線道路の規格等についての対応（設計）方針を整理、ガーナの最新の技術基準を確認した上で、道路及び橋梁（設計速度、設計荷重、路肩幅員等）に係る設計基準案を設定する。以上をインテリムレポートとしてまとめる。

（８）インテリムレポートの説明・協議

インテリムレポートに係る実施機関との説明・協議を行う。この際、代替案検討に係る先方実施機関との協議に加え環境社会配慮上必要となるステークホルダー協議を実施する。

（９）調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）

以下の項目に関し、効率的な調査と試験のため、現地コンサルタントおよび先方実施機関等から情報収集後に必要な調査と試験を行う。

ア 労務状況、労務関連法規を確認し、施工計画に反映させる。

イ 現地のサブコントラクターの施工能力・技術力・要員・建設機械の保有状況を確認する。

ウ 資材／建設機械の調達先（現地調達・第三国調達・本邦調達）、調達方法、調達期間、調達価格、品質、輸送費等について調査する。

エ 資機材の輸送経路、荷揚げ港における関税手続き、輸送梱包費等について調査する。

オ 事業対象区間の近傍で入手可能な建設資材（鉄筋、セメント、砕石、骨材、入替用土等）についての品質確認（必要に応じ材料試験を実施）及び価格調査も実施する。調査及び試験の結果、建設資材調達にリスクがあることが判明した場合、そのリスクを報告書に記載すると共に、実施段階での再調査を提案するものとする。

（１０）事業内容の計画策定

跨道橋配置案および事業スコープに係る先方実施機関からの合意を取り付け後、設計・積算方針会議を開催し、事業コンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

協議結果を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。設計に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

ア 基本計画（跨道橋、交差点改良、取り付け道路等の基本的仕様）

本事業の基本計画を検討する。留意点は以下の通り。

(ア)先方の同意を取り付けた案に基づき跨道橋および交差点改良設計を行う。当該地点における交通特性、交通規制等を踏まえ信号等の付帯設備の設計を含

める。

(イ)舗装構造設計にあたっては、道路損傷状況や過積載トラックの走行状況等を踏まえる。

(ウ)道路排水施設（横断、縦断）の計画にあたっては、気象条件（雨期）、地下水、地形・地質条件を考慮して排水容量及び流末処理を計画の上、施設規模を検討する。

イ 概略設計図（路線図、平面図、縦断図、横断図、舗装構造図、構造物計画図、機器・標識等配置図等）

ウ 施工計画

施工計画には以下の内容を含めることとする。なお、雨期の出水、低水期を考慮するとともに、施工実施に必要な各種手続き（工事許可、交通規制等）及び具体的な工程等を確認し、必要に応じて、先方による手続きの実施をフォローする。工事中の一般交通の切り回しについては、本業務では同国の類似工事における交通規制の実績等を確認して、適切になされないリスクが予想されうる場合、必要な対応策を検討する。

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程
- ・ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ・ 施工期間中の一般車両・歩行者の通行を確保した施工・仮設計画、一般交通の切り回し計画

(1 1) GHA による設計照査及び交通安全照査への対応

設計方針会議後から報告書案説明前の適切なタイミングで概略設計案を GHA 側に説明・協議し設計照査及び交通安全照査に対応する。対応可能な点については必要な修正を行う。

(1 2) 重要な環境社会影響項目の予測・評価、及び緩和策、モニタリング計画案の作成

ア JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、配布資料の「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドライン〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成するとともに、先方政府の定めるところの環境社会配慮手続きに必要な追加調査・検討を行い EIA/IEE 案としてまとめ、手続きの支援を行う（現地再委託可）。

イ 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。

(ア)ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等)の確認

(イ)相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
- ・JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
- ・関係機関の役割

(ウ)スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施

(エ)影響の予測

(オ)影響の評価および代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討

(カ)緩和策(回避・最小化・代償)の検討

(キ)環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成

(ク)予算、財源、実施体制の明確化

(ケ)ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

### (13) 簡易住民移転計画案の策定

JICA 環境ガイドラインに基づき、簡易住民移転計画案の作成を行う(現地再委託可)。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下ア～シのとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

ア 用地取得・住民移転の必要性

イ 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果

ウ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果

エ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件

オ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き

カ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策

キ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き

ク 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務

ケ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール

コ 費用と財源

サ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム

シ 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

### (14) 相手国側負担事項に係る提言

相手国側負担事項(用地確保、ユーティリティ移設、各種建設許可の取得等)

および無償資金協力として事業を実施する際のガーナ国政府の免税措置を整理し、提言案を検討する。施設の移設および用地確保に関し、関係省庁等からの許可の有無、所要期間、概算費用を確認・検討し、本業務終了後も含めたスケジュール案を先方に提示してミニッツ等にて確認する。

#### (15) 事業の維持管理計画

維持管理計画策定に当たっては、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、ガーナ国全体の財政状況、道路関係予算配分状況、実施機関の人員・技術的能力、委託先現地コントラクター等の能力等を調査し、適切な維持管理が行えることを確認し、必要な場合支援策について検討する。

#### (16) 事業の概略事業費積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及び事業の維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

##### ア 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

##### イ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を報告書ガイドラインに記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。物的予備費の要否についても検討する。

##### ウ 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

(ア)実施時期

(イ)事業費（総事業費及び内訳）

(ウ)概略の仕様

(エ)入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）

(オ)契約条件（総価方式／BQ 方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

(カ)施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

#### (17) 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(18) 事業の評価、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集  
事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。なお、本事業については、定量的指標として、①交通量の増加、②ピーク時における走行時間の短縮を想定している。

(19) 詳細設計等に係る実施方針案の作成

詳細設計等を行う上で必要となる以下の項目に係る実施方針案を検討し、GHAと確認する。

ア 詳細設計への申し送り事項のとりまとめ

本業務結果より、現計画にて想定されるリスク、詳細設計にて特に掘り下げて調査を実施すべき事項及び施工段階にて配慮すべき事項について、詳細設計への申し送り事項として取りまとめる（舗装設計における軸重や材料、排水設計における地下水位や季節変化、流末の状況、斜面防護、埋設物、積算単価等）。

イ 技術関連資料案

応札者への公平な情報提供、応札内容の齟齬の回避等を目的として入札図書に含めるべき技術関連資料（詳細設計報告書、図面、数量計算書、交通調査、軸重調査、地質調査、材料調査、構造計算書、線形計算書、用地関連データ等）の内容につき検討し提案する。

ウ 事前資格審査（PQ）条件に係る提言

応札者の財務・経営状況、工事实績に加え、本計画と類似する工事实績（自然条件、工法等）、業務従事者が保有すべき資格等につき提案するとともに PQ 評価基準案等を作成する。

エ 詳細設計及び施工監理に係る TOR 案の作成

詳細設計及び施工監理に係る TOR 案を作成し、TOR 案においてコンサルタントの権限と責任を明確化し、予め発注者である GHA 側と確認する。また、施工監理に当たって、以下の項目を網羅する施工監理計画書を GHA との間で本体工事開始前に合意することを想定して、必要項目を検討の上 TOR 案に盛り込むこと。

(ア) 施工監理体制：施工会社およびコンサルタントの業務内容と責任範囲、施工監理組織図、各担当者の分担と責任

(イ) 監理項目と内容：承認手続き、適用基準（許容値や合格ライン）、品質管理、工程管理

(20) 本事業による温室効果ガス（GHG）削減量の推計

本事業は大気汚染の緩和や、温室効果ガス（GHG）の排出抑制につながる気候変動緩和に資する事業と位置付けられる可能性があることから、配布資料の「『渋滞

緩和』を図る案件での緩和効果の定量化手法について」を参考の上、本事業によるGHG削減量を推計する。

(21) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(22) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をガーナ国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概算事業費を含む)。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(23) 準備調査報告書等の作成

ガーナ国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下を作成する。

- ア 概略事業費(無償)積算内訳書
- イ 概要資料
- ウ 準備調査報告書
- エ デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(9)を成果品とする。

なお、以下に示す部数の他に、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文 3 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 8 部、英文 10 部
- (3) インテリムレポート : : 和文 8 部、英文 10 部
- (4) 現地調査結果概要 : 和文 8 部
- (5) 準備調査報告書(案) : 和文 8 部、英文 10 部
- (6) 概略事業費積算内訳書 : 和文 2 部
- (※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (7) 概要資料 : 和文 2 部及び CD-R 1 枚  
(※完成予想図を含む。)
- (8) 準備調査報告書  
(※完成予想図を含む。) : 和文(製本版) 8 部及び CD-R 1 枚  
: 英文(製本版) 16 部及び CD-R 3 枚

: 和文（簡易製本版）2 部及び CD-R 1 枚

(9) デジタル画像集 : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度）

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書、英文文書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

準備調査報告書の仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）は、「無償報告書ガイドライン」に定める内容に従うものとする。

準備調査報告書（和文：簡易製本版）については、製本版にて概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っていることから、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として作成する。その際ミニッツ・テクニカルノート等に金額が含まれている場合は、当該情報を除外する。

デジタル画像集の収録内容については、全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況、を収め、無償資金による事業が完了するタイミングでの施設建設・機材設置状況との対比を行うことを想定し、既存施設・機材あるいは建設予定地、機材設置予定場所等の状況が明瞭となる写真を撮影する。なお、提出にあたっては、写真は jpg のファイル形式で CD-R に格納し、所定の様式により「デジタル画像記録表」と併せて提出する。写真撮影に係る留意点は以下 URL を参照。

[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/ku57pq00000y0kxw-att/houkoku\\_06.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq00000y0kxw-att/houkoku_06.pdf)

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画

2015年3月中旬より国内事前準備を開始し、2015年4月上旬から現地調査を行う。2015年8月上旬を目途に跨道橋配置及び交差点改良に係る代替案検討結果を検討しインテリムレポート案にまとめ、これを受け9月上旬にインテリムレポート説明協議のための現地調査を実施し、提案内容について先方実施機関の同意が得られ次第、概略設計に必要な現地調査を実施する。以後、国内解析を実施し、2016年3月下旬までに報告書案および概略事業時積算内訳書案を作成する。2016年5月中旬には現地概要説明（概略設計概要説明調査）を行い、2017年1月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

上記期間以外にも必要に応じスポット的に現地再委託契約の監理等にアサインすることも可とする。

項目	時期	2015年												2016年											
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2017
事前準備		□																							
現地調査(OD)		■	■	■	■					■	■	■	■												
国内解析					□	□	□	□			□	□	□	□											
インテリムレポート提出							▲																		
インテリムレポート説明・協議								■																	
概略事業積算内訳書案 報告書案提出															▲										
概略設計ドラフト説明 (DOD)																■									
国内整理																	□								
概要資料提出																								▲	
最終報告書提出																									▲

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：

全体：24.66M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な配置をプロポーザルにて提案することとする。



記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 業務主任/道路計画（2号）
- イ 橋梁・構造物設計（3号）
- ウ 道路・交差点改良設計
- エ 交通調査・解析
- オ 自然条件調査
- カ 環境社会配慮
- キ 積算・施工計画

### 3. 対象国の便宜供与

免税措置、C/Pの配置、サイト視察への同行、調査中の交通整理等

### 4. 配布資料等

#### (1) 配布資料

- ア 無償資金協力要請書
- イ カテゴリB案件報告書執筆要領
- ウ 『渋滞緩和』を図る案件での緩和効果の定量化手法について
- エ アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書
- オ ガーナ共和国 JICA 国別分析ペーパー（2013年8月）

#### (2) 参考資料

以下の報告書については、JICA図書館よりダウンロード可能であるため、各自参照のこと。

- ・2008年 ガーナ共和国国道8号線改修計画基本設計調査報告書
- ・2010年 ガーナ共和国 東部回廊整備事業準備調査報告書

### 5. JICA等からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

#### (1) インセプション・レポート説明

- ア 団員構成：(ア) 総括（JICA）  
(イ) 計画管理（JICA）

#### イ 調査行程：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、ミニッツを取りまとめる（約10日間）。

#### (2) インテリムレポート説明

- ア 団員構成：(ア) 総括（JICA）  
(イ) 計画管理（JICA）

#### イ 調査行程：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画による跨道橋の配置案等につき先方と協議を行い合意内容をミニッツを取りまとめる（約10日間）。

#### (3) 概略設計概要説明調査

- ア 団員構成：(ア) 総括 (JICA)  
(イ) 計画管理 (JICA)

- イ 調査行程：

準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる（約10日間）。

## 6. 現地再委託

当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することができる。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2012年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

## 8. その他留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画を明確に記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2013年11月）の様式-2及び様式-3を準用した表を添付する。

### (2) 総括の総括 (JICA) 団員への同行

現地調査に際し、総括は総括 (JICA) 団員滞在期間中原則として総括 (JICA) 団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を検討する。

### (3) 安全への配慮

JICA ガーナ事務所との連携を密にし、JICA の定める安全対策措置に従うとともに、安全確保に最大限の注意を払う。

以上

テマ交差点改良計画準備調査にかかる  
自然条件・サイト状況調査仕様書案

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行ううえで必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容と案件の性質に鑑み適宜取捨選択の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインと齟齬がないように留意する。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的：施設計画、設計及び施工に必要な地形の情報、排水及び流末状況を把握する。

調査内容：地形測量（または地形データ入手）、路線測量（中心線測量、道路縦断/横断測量等）等

(2) 地質調査

調査目的：施設計画、設計及び施工に必要な地質の情報を把握する。

調査内容：ボーリング、標準貫入試験、土質試験、CBR 試験、簡易支持力試験、骨材材料試験等

(3) 埋設物調査

調査目的：道路建設に必要な既存ユーティリティの埋設状況等を把握する。

調査項目：既存資料に基づく試掘等

(4) 気象調査

調査目的：対象事業の計画、設計及び施工計画に必要な気象条件を把握する。

調査内容：天候、気温、風向、風速、降水量、年間降雨パターン等に係る情報収集または測定等

5. 実施方法

現地再委託

以上

テマ交差点改良計画準備調査にかかる  
交通調査仕様書案

1. 目的

交通量調査は、本業務を行ううえで必要な精度を確保するため、事業サイトにおける交通量を的確に把握し、構造物の設計荷重と舗装の構造設計に必要な累積軸重を算出して対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な交通量調査は本業務の中で行うことを原則とする。またできるだけ精度を確保できるよう、測定位置、測定方法を検討するよう留意すること。

2. 調査位置

調査対象区間上の数地点。尚、調査位置についてはプロポーザルにて提案すること。

3. 調査項目

交差点方向別交通量調査  
車種別通行車両数（双方向）  
渋滞長、ピーク時旅行速度等  
軸重調査

4. 調査方法

調査期間の制約のため、それぞれの地点について最低限、平日の1日間（24時間もしくは12時間）とするが、交通量の曜日変動や季節変動についても考慮可能なよう、調査方法についてもプロポーザル内で提案すること。調査に当たっては、必要に応じ歩行者・自転車の通行も観測し、歩道設置の検討に役立てること。

5. 実施方法

現地再委託

以上